



# 島根県報

平成19年 3 月13日 (火)  
号外 第 16 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

森づくり・資源活用実践事業費交付金交付要綱の一部改正 ( 林 業 課 )

## 告 示

### 島根県告示第187号

補助金等交付規則 ( 昭和32年島根県規則第32号 ) 第 3 条の規定により、森づくり・資源活用実践事業費交付金の交付金等の対象を次のとおり定め、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月13日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 交付金等の名称

森づくり・資源活用実践事業費交付金

#### 2 交付金の交付の目的

県民による提案と参加を基本とする森づくり及び森林資源の活用に関する取組を促進し、もって荒廃した森林を再生し、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことを目的とする。

#### 3 交付の対象者の範囲

島根県内の団体等

#### 4 交付金の交付の対象となる事業及び交付の率

事 業	事 業 内 容	交 付 率
1 森を保全する取組	(1) 森づくりボランティア	2 分の 1 以内。ただし、事業実施後において個人の所有とならない資材、用具、用品等に係る経費については10分の10以内
	(2) 森づくり講座	
2 森を利用する取組	ア 木材利用	2 分の 1 以内。ただし、県産の木材及び森林バイオマスを利用する取組
	イ 森林バイオマス利用	
	ウ 木材・森林バイオマス活用アイデア実証	

		取組
(2)	木の利用講座	木材、木材製品、木質バイオマス等の利用方法を習得する機会を創出する取組
(3)	森林・都市交流	森林にふれ合う機会、森林作業を体験する機会等を創出する取組

5 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各地域事務所を經由すること。